

第3講

12世紀から16世紀へ：遠くの身内より近くの他人

－どう違うの？守護・守護大名・戦国大名－（1996年度第2問）

次の(1)～(6)の文を読んで下記の設問に答えよ。

- (1) 1346年、室町幕府は山賊や海賊、所領争いにおける実力行使などの暴力行為を守護に取り締らせる一方、守護請や兵糧米と号して、守護が荘園や公領を侵略することを禁じた。
- (2) 1400年、信濃の国人たちは、入国した守護に対して激しく抵抗してついに合戦となり、翌年、幕府は京都に逃げ帰っていた守護をやめさせた。
- (3) 1414年、九州の一地方の武士たちが作成した契約状によれば、喧嘩を起した場合、双方が処罰されることとなっている。
- (4) 1526年に制定された「今川仮名目録」では、喧嘩の両当事者は、その主張が正当であるかどうかにかかわらず、死罪と規定されている。
- (5) 1563年、武田氏が作成した検地帳によれば、検地をして新たに把握された増加分は、その地の家臣に与えられている。
- (6) 発掘調査の結果、朝倉氏の城下町一乗谷は計画的につくられており、館を中心に、武士の屋敷や庶民の家、寺などが周囲をとりまいていることがわかった。

設問

- A (1)の文を参考にして、室町時代の守護は、鎌倉時代の守護とどのような点が異なっているのか、2行(60字)以内で説明せよ。
- B (2)～(6)の文を参考にして、室町時代の守護が直面した地方の武士のあり方と、それに対応して戦国大名が支配権を確立するためにうちだした施策について、5行(150字)以内で説明せよ。

解いてみましょう (第3講) Aについて

1 問われている (求められている) ことを確認する。

ア (ア) が (イ) と (ウ) について書く。

イ [] にして書く。

ウ 2行 (60字) 以内で書く。

※ 教科書のP124に「この時代の守護を守護大名と呼ぶこともある」と記されているように、守護大名は後世の通称であって、室町時代でも名称は守護である。

2 資料の内容と教科書 (プリント) の記述を照らしあわせる。

(1) ここはまず (イ) について確認する。

(イ) に関することは資料(1)には記されていないので、教科書の記述による。

その権限は、教科書の [] から



ここから、(イ) の職務は、ア

のみであった。

(2) 次に (ア) について、資料(1)と教科書とを照らし合わせる。

① 「山賊や海賊、所領争いにおける実力行使などの暴力行為を守護に取り締らせる」

教科書の [] から イ

という新たな ウ を認められた (強化された) ことを指している。

② 「守護請や兵糧米と号して、守護が荘園や公領を侵略することを禁じた。」

これについては、教科書の

に



さらに、上記で記されている「武士たち」については、教科書の続きに次のようにある。

資料(1)が出された1346年には、室町幕府は「守護が荘園や公領を侵略することを禁じた」のだが、1352年には「半済令」を出して、これを一部認めている。



新たに認められた

ウ

を利用して

エ

を

オ

し、それを

カ

たちにわけ与えて彼らを

キ

して、

ク

。

抜き出したものをまとめる

(イ)

の職務は

ア

のみであったが、

(ア)

は、新たに認められた

ウ

を利用して

エ

を

オ

し、

カ

たちを

キ

して

ク

。

3 60字にまとめる

解いてみましょう (第3講) Bについて

1 問われている (求められている) ことを確認する。

ア

について書く

イ

について書く

ウ

書く

エ 5行 (150字) 以内で書く。

2 資料の内容と教科書 (プリント) の記述を照らしあわせる。

(1) 資料(2)・(3)から分かること

ア 資料(2)から

イ 資料(3)から

教科書の



ここから、

ア

たちは、

イ

して

ウ

したり

エ

したりするなど、

オ

。

(2) 資料(4)～(6)から分かること

資料に出てくる今川、武田、朝倉は有名な戦国大名である。

ウ 資料(4)から

エ 資料(5)から

オ 資料(6)から

教科書の



(7) 資料(4)・資料(3)と教科書の記述をあわせる

カ は、ア たちの規約を分国法に吸収したものであったが、キ は ク

(イ) 資料(5)と教科書の記述をあわせる

ケ を行って コ の サ を把握する一方で、功績に対してはその コ を ア たちに与えることで、彼らとの シ

(ウ) 資料(6)と教科書の記述をあわせる

ス に主な セ を集めることで、彼らを コ や ソ から タ 、
キ による チ

抜き出したものをまとめる

ア たちは、イ して

ウ したり エ

したりするなど、オ。

それに対して キ は、カ によって

ク

また、ケ を行って コ の サ

を把握する一方で、それを与えることで、彼らとの シ

さらに、ス に主な セ を集めることで、彼らを

ソ から タ、

チ

3 150字にまとめる

次のページからは、「問われている（求められている）ことを確認する」と「関連する教科書のページと内容」が記されています。
自力で正解を求めたい方は注意してください。

解いてみましょう（第3講）Aについて【謎解きのヒントです】

1 問われている（求められている）ことを確認する。

ア (7) **室町時代の守護** が (イ) **鎌倉時代の守護** と (ウ) **異なっている点** について書く。

イ (1) **の資料を参考** にして書く。

2 資料の内容と教科書（プリント）の記述を照らしあわせる。

(1) ここはまず (イ) **鎌倉時代の守護** について確認する。

(イ) に関することは資料(1)には記されていないので、教科書の記述による。

その権限は、教科書の **98 ページの4～11 行目 と 脚注②** から



守護は原則として各国に一人ずつ、主として東国出身の有力御家人が任命されて、大犯三カ条などの職務を任とし、国内の御家人を指揮して平時には**治安の維持と警察権の行使**にあたり、戦時には国内の武士を統率した。

大犯三カ条は、(略) 京都大番役の催促と、謀叛人・殺害人の逮捕で、平時の守護の職務でもっとも重要なものであった。

②「守護請や兵糧米と号して、守護が荘園や公領を侵略することを禁じた。」

これについては、教科書の **123 ページ 12 行目～124 ページ 2 行目** に



幕府は地方武士を動員するために、守護の権限を大幅に拡大した。とくに半済令は、軍費調達のために守護に一国内の荘園や公領の年貢の半分を徴発することを認めたもので、その効果は大きかった。**守護はこれらの権限を利用して国内の荘園や公領を侵略し、これらを武士たちにわけ与えて、彼らを統制下に繰り入れていった。**荘園や公領の年貢徴収を守護に請け負わせる**守護請**も盛んにおこなわれた。守護は、基本的には幕府から任命されるものであったが、**守護の中には国衙の機能をも吸収して、一国全体におよぶ地域的支配権を確立するものもあり、動乱が終息すると、しだいに任国も世襲されるようになった。**鎌倉幕府体制下の守護と区別して、この時代の守護を守護大名と呼ぶこともある。

さらに、上記で記されている「武士たち」については、教科書の続きに次のようにある。

しかし地頭などの領主で当時**国人**と呼ばれた地方在住の武士には、なお自立の気質が強く、守護が彼らを**家臣化**していくには多くの困難があった。

解いてみましょう（第3講）Bについて【謎解きのヒントです】

1 問われている（求められている）ことを確認する。

ア 室町時代の守護が直面した地方の武士のあり方

について書く

イ アに対応して戦国大名が支配権を確立するためにうちだした施策

について書く

ウ 資料(2)～(6)の文を参考にして

書く

2 資料の内容と教科書（プリント）の記述を照らしあわせる。

教科書の

124 ページ3行目～9行目



地頭などの領主で当時**国人**とよばれた**地方在住の武士**には、なお**自立の気質が強く**、守護が彼らを家臣化していくのには多くの困難があった。守護の力が弱い地域では、しばしば**国人たちは自主的に相互間の紛争を解決**したり、力をつけてきた農民を支配したりするために**契約を結び、地域的な一揆を結成した**。これを**国人一揆**という。このような国人たちは、一致団結することで自主的な地域権力をつくりあげ、**守護の上からの支配にもしばしが抵抗した**。

教科書の

149 ページ25行目～151 ページ4行目 及び 脚注①



戦国大名は（略）領国支配の基本法である分国法（家法）を制定するものもあったが（略）**国人一揆の規約を吸収した法**などがみられ、中世法の集大成的な性格をもっていた。また喧嘩両成敗法など、戦国大名の新しい権力としての性格を示す法も多く見られた。戦国大名は、新たに征服した土地などで検地をしばしば行った。この検地によって農民の耕作する土地の面積と年貢量などが検地帳に登録され、**大名の農民に対する直接支配の方向が強化された**。（略）**城下町には、家臣のおもなものが集められ**、商工業者も集住して、しだいに領国の政治・経済・文化の中心としての城下町が形成されていった。

喧嘩両成敗法の目的は、家臣相互の紛争を自分たちの実力による私闘（喧嘩）で解決することを禁止し、すべての紛争を大名による裁判にゆだねさせることで（略）

ヒントはここまでです。次のページはまとめ（最終ページ）になります。

< ここに注目！ 「土地は誰のものか」 >

武士社会を考えるうえで、鍵となるのが「土地」である。「一所懸命」という言葉に象徴されるように、武士にとって「一つの所領に命が懸かる」ものであった。

鎌倉時代、鎌倉殿（将軍）と主従関係を結んだ武士（御家人）が、御恩として保護された所領とは、土地そのものではなく、自分が管理人としての権限をもっているエリアである。地頭とはあくまで土地（荘園）の管理人（荘官）であり、土地そのものは荘園領主（本所）のものであった。しかし、現地に根をはる武士（地頭）たちは、あの手この手でその土地そのものを我が物にしようとする。幕府は再三にわたって御家人による荘園侵略を禁止した。なぜなら、鎌倉幕府の経済基盤も関東御領とよばれる荘園だったからである。地頭の荘園侵略を認めることは、タコが自分の脚を食うようなものであった。

鎌倉時代の守護には、得分（収入）はなかった。守護はそもそも総追捕使という軍事指揮官であり、有事の際の行動は本来、御恩に対する奉公であった。

武士の相続は分割相続であったため、武士社会は、たとえ遠く離れた場所に住んでいても、「一族の所領」をみんなで守るため、「血縁的結合」で結ばれていた。

ところが、蒙古襲来ごろを境に、この相続形態が大きく変化した。分割相続による所領の細分化がすすんだこともあり、惣領（家督）が単独相続するようになった。惣領になれなかった者は、相続に預かれず、その家臣になるほかない。ここに「遠くの身内より近くの他人」という現象（地縁的結合）が始まる。

血縁的結合の意味が薄れた武士たちには、二つの選択肢があった。国内で最も有力な武士である守護と主従関係を結んで保護を受けるか、同じような境遇にある者同士で同盟を組むか、である。後者が国人一揆であった。さらに室町時代は、生産力の向上から農民も力を持ち、「地侍」と呼ばれる兼業農家（本業が百姓、副業が武士）もいて、守護は大変であった。

室町時代、動乱の中で権限を強化されていった守護は、様々な方法で領国の一円支配（一元的な土地の支配）を実現していった。しかし、その権限は全国の支配権を持つ将軍からの守護職への任命によって成り立つものであったため、その将軍から国人等に与えられた守護使不入地（守護が介入できない土地）を否定することはできなかった。

それに対して、戦国大名は、領国を実力で支配していることを理由に、自らが最高権力者として法を定め、特権を付与する立場にあると表明し、領国内の検地を行って土地と農民の直接支配を強め、国人たちを土地から切り離し、家臣化を進めていった。

まとめ

鎌倉時代の守護、室町時代の守護（守護大名）、戦国大名の違いは、